

かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」における基本的考え方等を踏まえ、県内の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「かながわPF」という。）」を設置する。

2 構成員

別紙1「かながわPF構成員（機関・団体名）」のとおりとする。
なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

① 神奈川県労働局

- ・かながわPFとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

② 神奈川県（産業労働局）

- ・かながわPFとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・福祉と就労をつなぐ管内市町村のプラットフォーム（以下「市町村PF」という。）との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

③ 神奈川県（福祉子どもみらい局）

- ・市町村PFとの連絡調整
- ・市町村PFと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④ 町村会、横浜市・川崎市・相模原市

- ・各種支援策の周知広報
- ・かながわPFとりまとめ事務局への政策提案

⑤ 就労支援機関

(ハローワーク、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部)

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・ 職業訓練の充実
- ・ かながわPFとりまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知広報

⑥ 地方関係機関

(関東経済産業局、関東運輸局、関東地方整備局、関東農政局)

- ・ 関係業界、団体への協力要請

(2) 労働団体、経済団体、報道機関等

- ・ 企業に対する就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会、面接会の開催や、職場実習、体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ かながわPFとりまとめ事務局への政策提案

4 かながわPFにおける取組事項

かながわPFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

神奈川県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働く者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者(ひきこもり等)

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者
- (3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定
- ① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、K P I を可能な限り定量的に設定する。
 - ② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。
 - ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。
なお、詳細については、厚生労働省から示された参考値を踏まえて策定することにする。
- (4) 市町村 P F との連携
- 神奈川県は、市町村 P F の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。
- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
 - ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
 - ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援等の要請に対応するとともに、市町村 P F の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

- (1) かながわ P F の開催は、原則として年 1 回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。
- (2) かながわ P F に座長を置き、神奈川労働局職業安定部長をもって充てる。
なお、座長は会務の議事を運営する。

6 秘密の保持

かながわ P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 2 年 8 月 11 日から施行する。

構成員（機関・団体名）	
経済団体	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
	一般社団法人神奈川県経営者協会
	一般社団法人神奈川経済同友会
	神奈川県商工会連合会
	神奈川県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
支援機関	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
報道機関	株式会社神奈川新聞社
	株式会社テレビ神奈川
市町村	神奈川県町村会
	横浜市政策局
	横浜市経済局
	横浜市こども青少年局
	川崎市経済労働局
	川崎市健康福祉局
	相模原市環境経済局
	相模原市健康福祉局
国・県	関東農政局 神奈川県拠点
	関東経済産業局
	関東地方整備局
	関東運輸局
	神奈川県福祉子どもみらい局
	神奈川県産業労働局
	神奈川労働局